

令和5年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
スポーツ課	スポーツイベント開催 業務委託	平和堂HATOスタジアムにおける陸上イベントの開催	令和5年10月10日 ~ 令和5年12月29日	株式会社アミューズ	5,000,000	本事業は、平和堂HATOスタジアムの認知度向上や県民に愛着をもっていただくことを目的に実施するスポーツイベントである。本目的の達成のためには、滋賀にゆかりのある著名な選手を起用することが適当であり、該当する選手のマネジメントを行っている事業者は他にいないため。	2	3イ